

市町村要保護児童対策地域協議会における ヤングケアラーへの対応状況について

児童虐待防止アクションプラン（2021-2025）の実績報告において、ヤングケアラーを把握していると回答があった市町村に対して追加調査を実施したもの。

1 市町村要保護児童対策地域協議会で把握されているヤングケアラーの件数

令和3年度に県内市町村の要保護児童対策地域協議会において支援対象として登録されている児童のうち、ヤングケアラーと思われるものは39件であった。13市町村において確認され、1市町村あたりの把握数は1～10名と幅がみられた。

区分		令和3年度	令和2年度
要保護児童	登録ケース数	1,781件	1,593件
	ヤングケアラー数	22件	29件
要支援児童	登録ケース数	864件	1,017件
	ヤングケアラー数	17件	3件
特定妊婦	登録ケース数	232件	309件
	ヤングケアラー数	0件	2件
合計	登録ケース数	2,877件	2,919件
	ヤングケアラー数	39件	34件

2 要保護児童対策地域協議会における対応事例

令和3年度中に市町村要保護児童対策地域協議会において支援を受けていた39人のヤングケアラーについて、各市町村から具体的な状況を確認した。

(1) 要保護ケースの主訴 (n=22)

要保護児童対策地域協議会で把握された39名のヤングケアラーについて、22名が「要保護児童」として関わりがあり、そのうちネグレクトケースが15件(68.2%)と最も多くなっている。また、「要支援児童」としての関わりがあるケースが17名となっており、前年度の5名から増加している。子育て支援や障がいを持つ児童への療育支援が必要な家庭においてもヤングケアラーが確認されている。

種別	令和3年度	令和2年度
身体的虐待	4 (18.2%)	3 (10.3%)
ネグレクト	15 (68.2%)	18 (62.1%)
心理的虐待	3 (13.6%)	5 (17.2%)
性的虐待	0 (0.0%)	0 (0.0%)
その他	0 (0.0%)	3 (10.3%)
合計	22 (100.0%)	29 (100.0%)

(件)

(2) ヤングケアラーと思われる子どもの性別 (n=39)

女性の割合が高くなっている。

性別	令和3年度	令和2年度
男性	14 (35.9%)	14 (41.2%)
女性	25 (64.1%)	20 (58.8%)

(人)

(3) ヤングケアラーと思われる子どもの学年 (n=39)

中学2年が8人、小学6年が6人、高校2年が5人と多くなっているが、多子世帯ではきょうだい内で年長に当たる小学校低学年からお世話をしている場合もあり、小学1年生から高校生に至るまで幅広い年代にわたって存在していた。今回は未就学年代についても確認したが、該当はなかった。

	小1	小2	小3	小4	小5	小6
令和3年度	1 (2.6%)	0 (0.0%)	2 (5.1%)	1 (2.6%)	1 (2.6%)	6 (15.4%)
令和2年度	1 (2.9%)	3 (8.8%)	0 (0.0%)	2 (5.9%)	3 (8.8%)	5 (14.7%)

(人)

	中1	中2	中3
令和3年度	5 (12.8%)	8 (20.5%)	4 (10.3%)
令和2年度	3 (8.8%)	5 (14.7%)	5 (14.7%)

(人)

	高1	高2	高3	その他
令和3年度	3 (7.7%)	5 (12.8%)	2 (5.1%)	1 (2.6%)
令和2年度	3 (8.8%)	2 (5.9%)	1 (2.9%)	1 (2.9%)

(人)

(4) ケアの対象者 (n=39 重複回答)

幼いきょうだいが20件(54.3%)と最も多く、次に親が14件(35.9%)となっているほか、同居親族やきょうだいの子どものケアをする例もみられた。また、複数の家族のケアしている場合が18件(46.2%)あり、家族ケアの負担が大きく、かつ多様化している状況がうかがわれた。

	親	幼いきょうだい	きょうだい	祖父母	その他	複数
令和3年度	14 (35.9%)	20 (54.3%)	2 (5.1%)	4 (10.3%)	5 (12.8%)	18 (46.2%)
令和2年度	15 (44.1%)	23 (67.6%)	3 (8.8%)	1 (2.9%)		8 (23.5%)

(件)

(5) ヤングケアラーが行っているケアの内容 (n=39 重複回答)

行っているケアの内容は、介助・介護等が 29 件 (74.4%) となっている。家事と介助・介護等の双方を担っている場合が 14 件 (35.9%) あり、ケアが家庭生活全般に及んでいる状況となっている。

	家 事	介助・介護等	左記の複合
令和3年度	22 (56.4%)	29 (74.4%)	14 (35.9%)
令和2年度	31 (91.2%)	18 (52.9%)	15 (44.1%)

(件)

(6) ヤングケアラーの状況と支援の内容

生活リズムの乱れや学校生活への支障、心身の不調がみられたほか、いじめや社会的な問題行動の発現につながっている例があった。支援については、学校や関係機関により見守りの他、市町村や児童相談所の関与、医療機関への通院などが中心であり、ヤングケアラー状態に対することへの支援が少ない状況となっている。また、ケアとは関係なく、もともと子ども自身が発達障がいや不登校などの課題を抱えていたり、離婚等により家庭環境が不安定であった例もあり、ヤングケアラー状態に加え、より複合化・複雑化した支援ニーズを抱えている状況も見受けられた。

きょうだいケースや類似したものを本旨を変えない範囲でまとめています。

事例 No.	ヤングケアラーの状況	ヤングケアラーへの支援の内容
1	・ 金銭抜き取り ・ 課外活動欠席	・ 担任による面接 ・ 市担当者による面接。 ・ 関係機関との情報共有。
2	・ 家事で遅刻することもある。 ・ 朝食を摂らないことがある。 ・ 学力低い。家庭学習をしない。	・ 学校との面談。 ・ 関係機関との情報共有。
3	・ 家賃、光熱水費滞納。	・ 市担当者によるによる本児面談。 ・ こども食堂紹介。
4	・ 経済困窮。 ・ 父母不仲。	・ 児童相談所で定期面談。
5	・ 知的障害。	・ 学校、放課後等デイサービス等との情報共有。 ・ 市・児童相談所担当者による面談 ・ 一時保護。
6	・ 不登校傾向。	・ 所属との情報共有。
7	・ 不登校。 ・ 自閉症（児童精神科受診あり）	・ 父への障害サービス利用導入確認。 ・ 所属との情報共有。
8	・ 不登校。 ・ リストカット。大量のピアス。オーバードーズ。	・ 市担当者の面接 ・ 精神科受診につなぐ。 ・ 適応指導教室につなぐ。
9	・ 登校渋り。 ・ 友人トラブル多い。 ・ 貧困を理由とするいじめ。	・ 市担当者による家庭訪問。 ・ 所属との情報共有。

10	・登校するも保健室で寝ている。	・祖母への介護サービスの導入。 ・所属との情報共有。 (R4 重層的支援体制整備事業による支援)
11	・学校を休む ・不衛生（入浴しない）	・福祉サービスの利用による負担軽減
12	・朝食を食べてこない ・不衛生（入浴しない）	・学校の支援
13	・不衛生（入浴しない）	・学校の支援
14	・学校生活には問題ないが、家事手伝いが疲れたとの訴えがあった。 ・家事をするのが当たりまえの事となっている。	・学校の支援
15	・不登校	・スクールカウンセラー ・担任の家庭訪問
16	・児本人が学校以外に相談したくないとして関係機関の関与を拒否	・学校による面談、児への助言
17	・家事の負担	・実母退院後、現在は実母も叔父夫婦宅で同居。 ・市が児童等の面談を行い、生活状況について確認。
18	・家庭の労働力となっている ・宿題をする時間がないと思われる ・公共料金、家賃の滞納	・市が児童等の面談を行い生活状況について確認。 ・スクールカウンセラーによる面接。
19	・学校を休みがち、遅刻しがち ・公共料金、家賃の滞納	・市が児童等の面談を行い生活状況について確認。
20	・父子家庭であるが、離母のところへ外泊し学校を休むことがある。	・定期的な家庭訪問 ・学校での見守り ・生活援助の利用による家事負担軽減
21	・母が躁状態による徘徊がみられ、入院となつたが、学校では何の変化もなく生活していた。 ・後日、母へ暴力を振るっていることが判明した。	・定期的な家庭訪問 ・学校での見守り、面談 ・生活援助の利用は拒否
22	・歯科、眼科の治療が未受診、中断。 ・非課税世帯であり経済困窮。 ・自宅で動物を多頭飼育しており不衛生な住環境。	・学校教諭による面接 ・市家庭相談員による家庭訪問、電話連絡。利用可能な制度等についての情報提供。
23	・学力不振（テスト前日でも弟妹の世話のため勉強ができない）	・市相談員による面接
24	きょうだいA) 学校を休みがち、学力不振は見られるが、ケアが原因ではない。 きょうだいB) 登校は積極的であり、学校生活等への支障は見られない	・スクールカウンセラーによる面接
25	・心身両面での不調が続いているが、定期受診を行うことで改善傾向にある。 ・高卒後の進路（県外就職）が決定（資金面での悩み） ・学校は登校できている	(精神面のケア) ・医療機関 精神科医による定期的なカセリング ・高等学校 養護教諭及びスクールカウンセラーによる面談
26	・看病のため欠席	・スクールカウンセラーによる面接 ・町要対協による定期的な訪問 ・学校からの定期的な訪問
27	・家庭の事情により学校を休むことあり。 ・友人とのトラブルが多い。 ・集金は遅れ気味。	・児童相談所による面接

28	<ul style="list-style-type: none"> ・学校や保育園の集金は滞納 ・家庭の事情で学校を欠席することあり。 ・家庭の事情で学習道具が揃わない。 ・発達障がいの診断あり、支援学級所属 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所による面接
29	<ul style="list-style-type: none"> ・部活でのトラブルがあり、不登校に。 ・通信制の高校へ転学し、部活の練習のため、登校できている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問にて面接
30	<ul style="list-style-type: none"> ・食事を摂らず登校する時がある ・学習と手伝いで睡眠時間が取れない ・電気が壊れた事を言えずスマホのライトで家庭学習をする ・体調不良でも病院へ連れて行ってもらえない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健師による面接
31	<ul style="list-style-type: none"> ・学校集金や放課後デイ利用料の滞納 ・お弁当を自分で作る 	<ul style="list-style-type: none"> ・フードバンクによる食糧支援 ・スクールカウンセラーによる面接

(7) ケアを必要とする家族への支援の状況

医療や各種サービス利用など、家族のケアニーズに対する支援に加え、フードバンク、就学援助や生活保護など、家庭全般に係る経済的な支援が必要とされている状況がみられた。また、家庭訪問による状況確認にとどまっていたり、社会資源の情報提供は行うものの、実際にはサービス利用につながっていない例もみられた。少数ではあるが、市町村における重層的支援体制整備事業における支援につながっている家庭もあったことから、このように地域で家族を包括的に支援していくための体制づくりを広げていく必要があると認識される。

類似したものを本旨を変えない範囲でまとめています。

要ケア家族への支援の内容
<ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ医療機関との連携 ・各種福祉サービスの利用 ・家庭訪問し、母と面談（相談助言、サービス利用の情報提供） ・ケースワーカー（生活保護）及び保健師による家庭訪問 ・子ども本人を通して、利用可能な制度等についての情報提供 ・市町村担当と児童相談所による面談 ・市町村担当による家庭訪問、電話での支援 ・市町村担当による室内の清掃 ・市町村と学校との情報共有 ・スマイルプロジェクト（清掃）利用 ・フードバンクによる食糧支援 ・不登校気味であるきょうだいのこと等、子ども自ら市担当への相談を希望あり、訪問等で面接を実施 ・家計相談による支援を検討中 ・介護等サービスの情報提供 ・学校からの指導 ・学校から母への面談 ・学校による本児への対応

- ・学習支援事業の利用（毎週日曜日）
- ・学童保育の利用
- ・債務整理
- ・子どもの病院受診への同行
- ・子育てサービス等の紹介
- ・市町村担当による面談による状況確認
- ・児童相談所で定期面談
- ・社会福祉協議会による食糧支援
- ・就学援助の紹介、利用
- ・重層的支援体制整備事業による支援
- ・女性相談員との定期面談
- ・障がいのあるきょうだいを施設入所につなげ、安定・安心した養育環境を確保した
- ・生活保護申請勧奨
- ・生活保護担当からの指導
- ・生保CWによる訪問
- ・精神科病院への定期通院
- ・精神科病院への入院
- ・祖母と定期に連絡を取っている
- ・祖母への支援（保健師）
- ・相談支援事業所による家庭訪問、家族への相談支援
- ・退院後、叔父（母の兄）宅で生活
- ・父との面接
- ・父親への連絡
- ・暮らしの相談室で経済面の相談
- ・母の通院先との情報共有